

〔平成 30 年 3 月 27 日〕
〔本部訓令第 19 号〕

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成 7 年政令第 326 号）、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号。以下「規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号。以下「告示」という。）に基づく許可等の事務について必要な手続を定めるものとする。

第 2 章 古物商又は古物市場主の許可等

(許可)

第 2 条 警察署長は、規則第 1 条の 3 第 2 項の規定により古物商・古物市場主許可申請書（規則別記様式第 1 号。以下「許可申請書」という。）を受理したときは、所要の調査を行うものとする。

2 前項の規定による受理をした警察署長（以下「主たる営業所等管轄警察署長」という。）は、前項の調査をした場合には、不許可とするべき事由があると認めたとときを除き、許可等事務に係る管理及び運用規程（平成 30 年兵庫県警察本部訓令第 13 号。以下「管理運用規程」という。）第 10 条第 1 項第 4 号の許可等申請協議書に当該許可申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に送付し、許可の可否について協議するものとする。この場合において、主たる営業所等管轄警察署長は、保安課長から管理運用規程第 10 条第 1 項第 4 号の協議結果通知書により支障がないと認められる旨の通知を受けたときは、許可するものとする。

3 主たる営業所等管轄警察署長は、前項後段の規定による許可をするときは、管理運用規程第 10 条第 1 項第 4 号の許可証等作成依頼書により、保安課長に古物商許可証（規則別記様式第 2 号）又は古物市場主許可証（規則別記様式第 3 号）（以下これらを「許可証」という。）の作成を依頼しなければならない。この場合において、依頼を受けた保安課長は、許可証を作成し、管理運用規程第 10 条第 1 項第 4 号の許可証等送付書に許可申請書及び許可証を添付の上、当該主たる営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

4 主たる営業所等管轄警察署長は、前項後段の規定による送付を受けたときは、速やかに、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に許可証を交付するとともに、生活安全部長が定める様式の申請・届出関係書類送付書（以下「送付書」という。）に当該申請に係る管理運用規程第 8 条第 2 項の申請等処理簿の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

第 3 条 削除

(不許可の上申等)

第 4 条 主たる営業所等管轄警察署長は、第 2 条第 1 項の調査又は同条第 2 項前段の規定による協議の結果、不許可とするべき事由があると認めたとときは、速やかに、生活安全部長が定

める様式の不許可等上申書に許可申請書（第2条第2項の規定による送付をしたときを除く。）及び不許可とすべき事由を疎明する資料を添付の上、警察本部長に上申（生活安全部保安課（以下「保安課」という。）経由。以下同じ。）をするものとする。

- 2 保安課長は、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第5条第3項の規定により許可をしないことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の不許可通知書により、主たる営業所等管轄警察署長を経由して、申請者等に通知しなければならない。この場合において、主たる営業所等管轄警察署長は、申請者等から不許可通知書の受領事実を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するものとする。

（許可証の再交付）

第5条 主たる営業所等管轄警察署長は、規則第4条第2項の規定により再交付申請書（規則別記様式第4号）を受領したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めるときは、許可証等作成依頼書により、保安課長に許可証の作成を依頼しなければならない。この場合において、依頼を受けた保安課長は、許可証を作成し、許可証等送付書に許可証を添付の上、当該主たる営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

- 2 主たる営業所等管轄警察署長は、前項後段の規定による送付を受けたときは、速やかに、申請者等に許可証を交付するとともに、送付書に当該申請に係る申請等処理簿の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

（変更の届出）

第6条 警察署長は、規則第5条第3項又は第6項の規定により変更届出書（規則別記様式第5号）又は変更届出・書換申請書（規則別記様式第6号）を受領したとき（変更届出・書換申請書にあっては、主たる営業所等管轄警察署長が受領したときを除く。）は、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該変更届出書又は変更届出・書換申請書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

（許可証の書換え）

第7条 主たる営業所等管轄警察署長は、規則第5条第6項又は第10項において読み替えて準用する規則第4条第2項の規定により変更届出・書換申請書を受領したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めるときは、許可証の書換えを行うものとする。この場合において、主たる営業所等管轄警察署長は、送付書に当該変更届出・書換申請書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

（変更後の規約の提出）

第8条 警察署長は、規則第6条の規定により変更後の規約の提出を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めるときは、これを受領するものとする。この場合において、警察署長は、送付書に当該変更後の規約の添付の上、保安課長に送付するものとする。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、当該警察署長が主たる営業所等管轄警察署長であるときは、送付書に当該変更後の規約の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

- 3 保安課長は、第1項後段の規定により変更後の規約の送付を受けたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 当該変更後の規約に係る古物市場主の主たる古物市場の所在地が兵庫県内である場合
主たる営業所等管轄警察署長に当該変更後の規約を送付する。

(2) 当該変更後の規約に係る古物市場主の主たる古物市場の所在地が他の都道府県内である場合 当該主たる古物市場の所在地を管轄する公安委員会に当該変更後の規約を送付する。
(許可証の返納)

第9条 主たる営業所等管轄警察署長は、規則第7条の規定により許可証の返納の届出を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたとときに限り、返納理由書（規則別記様式第9号）を受理し、所要の措置を行うものとする。この場合において、主たる営業所等管轄警察署長は、送付書に当該許可証及び当該返納理由書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。
(競り売りの届出)

第10条 警察署長は、規則第8条第1項又は第3項の規定により競り売り届出書（規則別記様式第10号又は別記様式第10号の2）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該競り売り届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。
(仮設店舗における営業の届出)

第11条 警察署長は、規則第14条の2の規定により仮設店舗営業届出書（規則別記様式第14号の2）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該仮設店舗営業届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。
(管理者の解任勧告の上申等)

第12条 警察署長は、法第13条第4項の規定による管理者の解任勧告（以下「解任勧告」という。）を行う必要があると認めたとときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。
2 保安課長は、公安委員会が解任勧告を行うことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の管理者解任勧告書により、当該古物商又は古物市場主の営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該古物商又は古物市場主の営業者又はその代理人（以下「営業者等」という。）に通知するものとする。この場合において、当該警察署長は、当該営業者等から管理者解任勧告書の受領事実を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するものとする。
(差止め)

第13条 警察署長は、法第21条の規定による古物の保管の命令を行うときは、生活安全部長が定める様式の保管命令書を当該古物商の営業者等に交付するとともに、当該営業者等から保管命令書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。
(指示の上申等)

第14条 警察署長は、法第23条第1項又は第2項の規定による指示（以下「指示」という。）を行う必要があると認めたとときは、速やかに、生活安全部長に上申（保安課経由。以下同じ。）をするものとする。
2 保安課長は、生活安全部長が指示を決定したときは、当該古物商又は古物市場主の営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該古物商又は古物市場主の営業者等に通知するものとする。
(許可の取消し等の上申等)

第15条 警察署長は、法第6条第1項若しくは第2項若しくは第24条第1項の規定による許可の取消し又は法第24条第1項又は第2項の規定による営業停止の命令（以下「停止命令」

という。) (以下これらを「許可の取消し等」という。) を行う必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が許可の取消し等の命令を決定したときは、当該古物商又は古物市場主の営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該古物商又は古物市場主の営業者等に通知するものとする。

(国家公安委員会への報告等)

第 16 条 保安課長は、第 2 条第 4 項、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条若しくは第 9 条から第 11 条までの規定による送付を受け、又は第 14 条第 2 項若しくは第 15 条第 2 項の規定による通知をしたときは、速やかに、法第 27 条第 1 項前段の規定による報告をするものとする。

2 保安課長は、国家公安委員会から法第 27 条第 1 項後段の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る書面を保存するものとする。

3 警察署長は、古物商若しくは古物市場主(その主たる営業所又は古物市場の所在地が兵庫県内であるものを除く。以下この項において同じ。)若しくはこれらの代理人若しくは使用人その他の従業員が指示若しくは許可の取消し等(法第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の取消しを除く。以下この条において同じ。)の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が指示若しくは許可の取消し等に違反したと認めるときは、当該事実を疎明する資料を保安課長に送付するものとする。この場合において、保安課長は、速やかに法第 27 条第 2 項の規定による通報を行うものとする。

4 前項に規定する場合において、当該事実について、警察署長が第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による指示又は停止命令の上申を行ったときは、前項本文の規定による送付をしたものとみなして、前項ただし書きの規定を適用する。

5 保安課長は、他の都道府県公安委員会から法第 27 条第 2 項の規定による通報を受けたときは、その内容を当該通報に係る古物商又は古物市場主の営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署長に通知するものとする。

第 3 章 古物競りあっせん業者の認定等

(営業開始の届出)

第 17 条 警察署長は、規則第 9 条の 2 第 2 項の規定により古物競りあっせん業者営業開始届出書(規則別記様式第 11 号の 2)を受理したときは、生活安全部長が定める様式の古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うものとする。この場合において、当該古物競りあっせん業者営業開始届出書を受理した警察署長(以下「事務所等管轄警察署長」という。)は、送付書に当該古物競りあっせん業者営業開始届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

(廃止の届出)

第 18 条 事務所等管轄警察署長は、規則第 9 条の 3 第 3 項の規定により廃止届出書(規則別記様式第 11 号の 3)を受理したときは、所要の調査を行うとともに、送付書に当該廃止届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

(変更の届出)

第 19 条 事務所等管轄警察署長は、規則第 9 条の 3 第 3 項の規定により変更届出書(規則別記様式第 11 号の 4)を受理したときは、所要の調査を行うとともに、送付書に当該変更届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

- 2 事務所等管轄警察署長は、前項の規定により受理した変更届出書が次の各号に掲げるものである場合は、それぞれに定める措置を行うものとする。
- (1) 同一公安委員会の管轄区域が営業の本拠となる事務所の所在地の変更に係るものであるとき 送付書に当該変更届出書の写しを添付の上、当該変更前の事務所等管轄警察署長に送付するものとする。この場合において、送付を受けた事務所等管轄警察署長は、送付書に当該古物競りあっせん業者に係る古物競りあっせん業者台帳を添付の上、当該送付に係る警察署長に送付するものとする。
 - (2) 異なる公安委員会の管轄区域が営業の本拠となる事務所の所在地の変更に係るものであるとき 古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うとともに、保安課長を通じて、当該変更前までに当該古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付を当該変更に係る他の都道府県公安委員会に要請するものとする。
- 3 前項の変更届出書を受理した警察署長は、事務所等管轄警察署長とみなしてこの訓令の規定を適用する。
- 4 保安課長は、他の都道府県公安委員会から公安委員会の管轄区域を異にした営業の本拠となる事務所の所在地の変更に係る古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付の要請を受けたときは、当該書類の写しの送付を当該変更に係る事務所等管轄警察署長に要請の上、当該要請に係る他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

(認定)

第 20 条 事務所等管轄警察署長は、規則第 19 条の 4 第 3 項の規定により古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第 16 号）を受理したときは、所要の調査を行うものとする。

- 2 事務所等管轄警察署長は、前項の規定による調査をした場合は、不認定とするべき事由があると認めたとときを除き、生活安全部長が定める様式の認定等上申書に当該古物競りあっせん業者認定申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。
- 3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたとときは、古物競りあっせん業者の認定をするものとする。
- 4 保安課長は、生活安全部長が前項の認定をしたときは、生活安全部長が定める様式の認定通知書により、事務所等管轄警察署長を経由して申請者等に通知するとともに、規則第 19 条の 7 第 1 項の規定による公示をしなければならない。この場合において、事務所等管轄警察署長は、申請者等から認定通知書の受領事実を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するものとする。

(不認定の上申等)

第 21 条 事務所等管轄警察署長又は生活安全部長は、前条第 1 項又は第 3 項の調査の結果、不認定とするべき事由があると認めたとときは、速やかに、不許可等上申書に当該古物競りあっせん業者認定申請書及び不許可とすべき事由を疎明する資料を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

- 2 保安課長は、公安委員会が規則第 19 条の 7 第 2 項の規定により認定をしないことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の不認定通知書により、事務所等管轄警察署長を経由して、申請者等に通知しなければならない。この場合において、事務所等管轄警察署長は、

申請者等から不認定通知書の受領事実を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するものとする。

(業務実施方法の変更の届出)

第 22 条 事務所等管轄警察署長は、規則第 19 条の 9 第 4 項の規定により業務実施方法変更届出書(規則別記様式第 16 号の 4)を受領したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該業務実施方法変更届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

(認定の取消しの上申等)

第 23 条 警察署長は、規則第 19 条の 10 第 1 項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)を行う必要があると認めたときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が認定の取消しを決定したときは、規則第 19 条の 10 第 2 項の規定による公示を行うとともに、事務所等管轄警察署長を経由して、当該認定古物競りあっせん業者(法第 21 条の 5 第 1 項の認定を受けた古物競りあっせん業者をいう。)の営業者等に通知するものとする。

(競りの中止)

第 24 条 警察署長は、法第 21 条の 7 の規定による競りの中止の命令を行うときは、競りの中止命令書(規則別記様式第 16 号の 9)により、当該古物競りあっせん業者の営業者等に通知するものとする。この場合において、警察署長は、当該営業者等から競りの中止命令書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(台帳の整理)

第 25 条 事務所等管轄警察署長は、第 18 条から第 20 条まで、第 22 条又は第 23 条の規定により古物競りあっせん業者台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

第 4 章 外国古物競りあっせん業者の認定等

(認定)

第 26 条 警察署長は、規則第 19 条の 11 第 3 項の規定により外国古物競りあっせん業者認定申請書(規則別記様式第 16 号の 5。以下「外国古物認定申請書」という。)を受領したときは、所要の調査を行うものとする。

2 前項の規定による受理をした警察署長(以下「住所等管轄警察署長」という。)は、前項の調査をした場合は、不認定とするべき事由があると認めたときを除き、認定等上申書に当該外国古物認定申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。

3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、外国古物競りあっせん業者の認定をするものとする。

4 保安課長は、生活安全部長が前項の認定をしたときは、認定通知書により、住所等管轄警察署長を経由して、申請者等に通知するとともに、規則第 19 条の 12 において準用する規則第 19 条の 7 第 1 項の規定による公示をしなければならない。この場合において、住所等管轄警察署長は、申請者等から認定通知書の受領事実を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するとともに、生活安全部長が定める様式の認定外国古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うものとする。

(不認定の上申等)

第 27 条 住所等管轄警察署長又は生活安全部長は、前条第 1 項又は前条第 3 項の調査の結果、不認定とするべき事由があると認めるときは、速やかに、不許可等上申書に当該外国古物認定申請書及び不許可とする事由を疎明する資料を添付の上、警察本部長に上申をしなければならない。

2 保安課長は、公安委員会が規則第 19 条の 12 において準用する規則第 19 条の 7 第 2 項の規定により外国古物競りあっせん業者の認定をしないことを決定したときは、不認定通知書により、住所等管轄警察署長を経由して、申請者等に通知しなければならない。この場合において、住所等管轄警察署長は、申請者等から不認定通知書の受領事実を明らかにする書面を徴した上、保安課長に送付するものとする。

(廃止の届出)

第 28 条 住所等管轄警察署長は、規則第 19 条の 13 第 3 項の規定により廃止届出書（規則別記様式第 16 号の 6）を受理したときは、所要の調査を行うとともに、送付書に当該廃止届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

(変更の届出)

第 29 条 住所等管轄警察署長は、規則第 19 条の 13 第 3 項の規定により変更届出書（規則別記様式第 16 号の 7）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該変更届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した変更届出書が次の各号に掲げるものである場合は、それぞれに定める措置を行うものとする。

(1) 同一公安委員会の管轄区域内の連絡担当者の住所又は居所の変更に係るものであるとき送付書に当該変更届出書の写しを添付の上、当該変更前の住所等管轄署長に送付するものとする。この場合において、送付を受けた住所等管轄警察署長は、送付書に当該認定外国古物競りあっせん業者（法第 21 条の 6 第 1 項の認定を受けた外国古物競りあっせん業者をいう。以下同じ。）に係る認定外国古物競りあっせん業者台帳を添付の上、当該送付に係る警察署長に送付するものとする。

(2) 異なる公安委員会の管轄区域内の連絡担当者の住所又は居所の変更に係るものであるとき 認定外国古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うとともに、保安課長を通じて、当該変更前までに当該認定外国古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付を当該変更に係る他の都道府県公安委員会に要請するものとする。

3 前項の変更届出書を受理した警察署長は、住所等管轄警察署長とみなしてこの訓令の規定を適用する。

4 保安課長は、他の都道府県公安委員会から公安委員会の管轄区域を異にした連絡担当者の住所又は居所の変更に係る認定外国古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付の要請を受けたときは、当該書類の写しの送付を当該変更に係る住所等管轄警察署長に要請の上、当該要請に係る他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

(業務実施方法の変更の届出)

第 30 条 住所等管轄警察署長は、規則第 19 条の 13 第 3 項の規定により業務実施方法変更届出書（規則別記様式第 16 号の 8）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該業務実施方法変更届出書の写しを添付の上、保安課長に送付するものとする。

(認定の取消しの上申等)

第 31 条 警察署長は、規則第 19 条の 14 第 1 項の規定による認定の取消し（以下この条において「認定の取消し」という。）を行う必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が認定の取消しを決定したときは、規則第 19 条の 14 第 2 項において準用する規則第 19 条の 10 第 2 項の規定による公示を行うとともに、住所等管轄警察署長を経由して、当該認定外国古物競りあっせん業者の営業者等に通知するものとする。

(台帳の整理)

第 32 条 住所等管轄警察署長は、第 28 条から前条までの規定により認定外国古物競りあっせん業者台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

第 5 章 行商従業者証及び標識の承認等

(承認)

第 33 条 保安課長は、告示第 2 条の規定により行商従業者証又は標識（以下「標識等」という。）に係る承認申請書（告示別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

2 保安課長は、前項の調査をした場合は、不承認とするべき事由があると認めるときを除き、認定等上申書に当該承認申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。

3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、第 1 項の調査の結果を確認し、支障がないと認めるときは、標識等の承認をするものとする。

4 保安課長は、生活安全部長が前項の承認をしたときは、生活安全部長が定める様式の承認通知書により、申請者等に通知を行うとともに、規則第 12 条第 2 項の規定による公示をしなければならない。この場合において、保安課長は、申請者等から承認通知書の受領事実を明らかにする書面を徴するとともに、生活安全部長が定める様式の承認法人台帳の作成及び保管を行うものとする。

(不承認の上申等)

第 34 条 保安課長は、前条第 1 項の調査の結果、不承認とするべき事由があると認めるとき、又は前条第 3 項の規定により生活安全部長が支障があると認めるときは、速やかに、不許可等上申書に当該承認申請書及び調査結果に係る資料を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が規則第 12 条第 1 項の規定による承認をしないことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の不承認通知書により、当該申請者等に通知するものとする。この場合において、保安課長は、申請者等から不承認通知書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(資料の提出の要求)

第 35 条 保安課長は、告示第 5 条の規定により承認法人（規則第 12 条第 1 項の承認を受けた社団法人又は中小企業団体をいう。以下同じ。）に標識等の作成又は交付に係る事業（以下「作成・交付事業」という。）の実施に関し必要な資料の提出を求めるときは、生活安全部長が定める様式の資料提出要求書を当該承認法人の代表者又は代理人（以下「代表者等」と

いう。)に交付するものとする。この場合において、保安課長は、当該代表者等から資料提出要求書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(作成・交付事業の廃止の届出)

第 36 条 保安課長は、告示第 6 条第 1 項の規定により承認法人から標識等の作成・交付事業を廃止する旨の届出を受領したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

(承認の取消しの上申等)

第 37 条 保安課長は、告示第 7 条の規定による承認の取消し(以下この条において「承認の取消し」という。)を行う必要があると認めたときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が告示第 7 条の規定により承認の取消しを決定したときは、当該承認法人の代表者等に通知するとともに、規則第 12 条第 2 項の規定による公示をしなければならない。

(台帳の整理)

第 38 条 保安課長は、第 36 条又は前条の規定により承認法人台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

第 6 章 盗品売買等防止団体の承認等

(承認)

第 39 条 保安課長は、規則第 22 条第 1 項の規定により盗品売買等防止団体承認申請書(規則別記様式第 16 号の 11)を受領したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

2 保安課長は、前項の調査をした場合は、不承認とするべき事由があると認めたときを除き、認定等上申書に当該盗品売買等防止団体承認申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。

3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、第 1 項の調査の結果を確認し、支障がないと認めたときは、盗品売買等防止団体の承認をするものとする。

4 保安課長は、生活安全部長が前項の承認をしたときは、承認通知書により、申請者等に通知を行うとともに、規則第 24 条第 1 項の規定による公示をしなければならない。この場合において、保安課長は、申請者等から承認通知書の受領事実を明らかにする書面を徴するとともに、生活安全部長が定める様式の盗品売買等防止団体台帳の作成及び保管を行うものとする。

(不承認の上申等)

第 40 条 保安課長は、前条第 1 項の調査の結果、不承認とするべき事由があると認めたとき、又は前条第 3 項の規定により生活安全部長が支障があると認めたときは、速やかに、不許可等上申書に当該盗品売買等防止団体承認申請書及び調査結果に係る資料を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が規則第 23 条の規定による承認をしないことを決定したときは、不承認通知書により、当該申請者等に通知するものとする。この場合において、保安課長は、申請者等から不承認通知書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(変更の届出)

第 41 条 保安課長は、規則第 25 条第 1 項の規定により変更届出書（規則別記様式第 16 号の 12）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、規則第 25 条第 3 項の規定による公示をしなければならない。

2 保安課長は、規則第 25 条第 4 項の規定により変更後の事項を記載した書類を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

3 保安課長は、規則第 25 条第 5 項の規定により業務規程又は情報管理規程（以下「業務規程等」という。）の変更に係る書類を受理したときは、速やかに、認定等上申書に当該変更に係る書類を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

4 保安課長は、公安委員会が規則第 25 条第 5 項の規定による認可をしたときは生活安全部長が定める様式の認可通知書により、認可をしなかったときは生活安全部長が定める様式の不認可通知書により、申請者等に通知するものとする。この場合において、保安課長は、申請者等から認可通知書又は不認可通知書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

（事業報告等）

第 42 条 保安課長は、規則第 26 条第 1 項の規定により事業計画書及び収支予算書を受理したとき、又は規則第 26 条第 2 項の規定により事業報告書及び収支計算書を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

2 保安課長は、規則第 26 条第 3 項の規定により盗品売買等防止団体に必要な報告又は資料の提出を求めるときは、資料提出要求書を当該盗品売買等防止団体の代表者等に交付するものとする。この場合において、保安課長は、当該代表者等から資料提出要求書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

（是正又は改善の勧告の上申等）

第 43 条 保安課長は、規則第 27 条の規定による是正又は改善の勧告（以下「是正・改善勧告」という。）を行う必要があると認めたときは、速やかに、生活安全部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、生活安全部長が是正・改善勧告を決定したときは、生活安全部長が定める様式の是正・改善通知書により、当該盗品売買等防止団体の代表者等に通知するものとする。この場合において、保安課長は、当該代表者等からは是正・改善通知書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

（廃止の届出）

第 44 条 保安課長は、規則第 28 条の規定により廃止届出書（規則別記様式第 16 号の 13）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、規則第 28 条第 3 項の規定による公示をしなければならない。

（承認の取消しの上申等）

第 45 条 保安課長は、規則第 29 条第 1 項の規定による承認の取消し（以下この条において「承認の取消し」という。）を行う必要があると認めたときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 保安課長は、公安委員会が承認の取消しを決定したときは、当該盗品売買等防止団体の代表者等に通知するとともに、規則第 29 条第 2 項の規定による公示をしなければならない。

（台帳の整理）

第 46 条 保安課長は、第 41 条、第 44 条又は前条の規定により盗品売買等防止団体台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

第 7 章 報告等

(立入り及び調査)

第 47 条 保安課長又は警察署長（以下「保安課長等」という。）は、法第 22 条第 1 項の規定による立入り及び調査（以下「立入調査」という。）を適正かつ効果的に行うため、立入調査に関する知識及び経験を有する警察職員を立入調査を担当する職員（以下「立入実施者」という。）に指定するものとする。

2 立入調査は、立入実施者が警部補以上の幹部の指揮を受け、原則として、複数で行うものとする。ただし、生活安全課長等（保安課の許可等事務を所掌する課長補佐又は警察署の許可等事務を所掌する生活安全課長、生活安全第一課長、生活安全第二課長若しくは刑事生活安全課長をいう。以下同じ。）の承認を得たときは、単独で行うことができる。

3 立入実施者は、立入調査を行ったときは、速やかに、生活安全部長が定める様式の立入調査結果報告書により所属する所属の長に報告するものとする。

4 保安課長等は、第 1 項の規定により指定した立入実施者に係る身分証明書（規則別記様式第 16 号の 10）を、生活安全課長等を通じて立入実施者に交付するものとする。

5 生活安全課長等は、自所属の立入実施者に係る身分証明書の管理責任を負うものとし、立入実施者に異動等があったときは、速やかに、身分証明書を回収した上、保安課長等に返納するものとする。

6 保安課長等は、前 2 項の規定により身分証明書の交付をし、又は返納を受けたときは、生活安全部長が定める様式の身分証明書管理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

(報告の要求)

第 48 条 警察署長は、法第 22 条第 3 項の規定により古物商、古物市場主又は古物競りあっせん業者（以下「古物商等」という。）に盗品等に関し必要な報告を求めるときは、生活安全部長が定める様式の報告要求書を当該古物商等の営業者等に交付するものとする。この場合において、警察署長は、当該営業者等から報告要求書の受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(手数料の処理)

第 49 条 警察署長は、規則に基づき次の各号に掲げるいずれかの申請書を受領したときは、当該申請書に警察手数料徴収条例（平成 12 年兵庫県条例第 38 号）に定める手数料相当額の兵庫県収入証紙が貼り付けられていることを確認するとともに、収入証紙条例施行規則（昭和 39 年兵庫県規則第 43 号）に定めるところにより処理した上、他の届出に関する書類等とは区別して保存するものとする。

- (1) 許可申請書
- (2) 再交付申請書
- (3) 変更届出・書換申請書
- (4) 古物競りあっせん業者認定申請書
- (5) 外国古物認定申請書

(報告)

第 50 条 警察署長は、古物商、古物市場主等の許可、認定等の状況を四半期ごとに取りまとめ、生活安全部長が定める様式の古物営業許可、廃業等状況報告書により、次期当初の月の 10 日までに警察本部長に報告（保安課経由）をするものとする。

（補則）

第 51 条 この規程に定めるもののほか、法及び規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 11 日本部訓令第 29 号）

この訓令は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日本部訓令第 9 号）

（施行期日）

1 この訓令中第 1 条の規定は令和 2 年 3 月 26 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定による改正前の古物営業事務取扱規程第 3 条の規定により作成された古物営業許可台帳及び古物営業所等台帳は、生活安全部長が示達するまでの間、廃棄してはならない。

3 第 2 条の規定の施行前に受理した申請又は届出に係る書類の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 8 月 26 日本部訓令第 29 号）

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日本部訓令第 25 号）

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。